

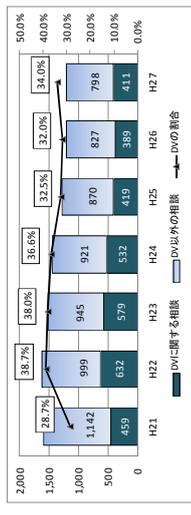
高知県のDVの現状と課題

県内のDVの状況

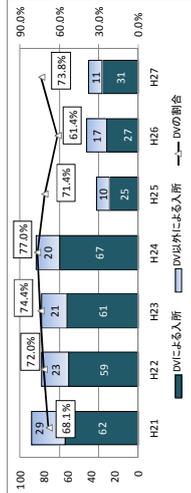
【女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）実績】

近年、相談件数は緩やかな減少傾向に、一時保護件数は25年度に大きく減少し、その後DVによる入所件数は微増している。うち、男性からの相談件数は年間数件程度で推移、男性のDV被害者の一時保護については、24年度に2件見られた。一時保護の平均在在所日数は11日から16日と2週間程度で推移しており、一時保護者のうち5割から7割の方が同伴者（うち9割は中学生以下の児童）を伴っている。また、精神的なケアが必要など、複雑・多様な事情を抱えた対応困難なケースもあることから、引き継ぎ関係機関との連携が必要。

●相談件数推移（※月ごとの要人員を足したもの）



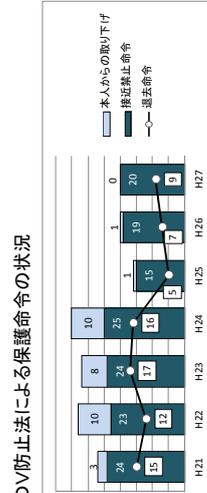
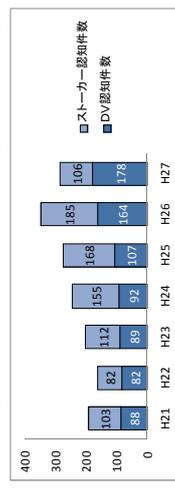
●一時保護件数推移



【警察・裁判所 DV関連実績】

高知県警察では、DV事業に対しては事件化や加害者に対する指導、警告などを行っているものの、管内におけるDV及びびストーカーの認知件数はいずれも増加傾向にある。一方、裁判所からの接近禁止命令や退去命令は平成24年度をピークに減少したものの、25年度からは微増傾向にある。

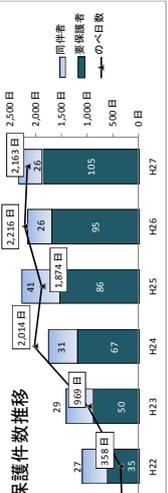
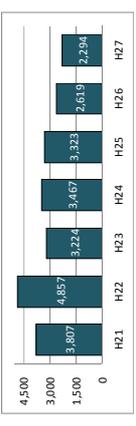
●高知県警察におけるDV及びびストーカー認知件数推移（暦年）



【民間シェルター「あいあいネット」実績】

相談件数については、平成22年度をピークに減少傾向にあるが、一時保護は件数及びのべ保護日数ともに増加傾向にある。DV被害者支援における民間シェルターの役割が重要なことから、県では、平成19年度から運営費補助を実施している。（H19～：532千円、H20～：721千円、H28～：1,000千円）

●相談件数推移（※のべ件数）



【県の主な取組実績など】

- ・相談窓口周知、啓発用ポケットカードの作成及び街頭等での配布・量販店等での掲示、高知城パパーブルライフトアップの実施、（プロック別DV関係機関連絡会議、DV対策連携支援ネットワークの開催）
- ・プロック会議：市町村（DV担当課、母子、福祉、高齢者、障害者などDV被害者に関わる幅広い所属）、警察署を中心とした関係団体が出席。県内5ヶ所（福祉保健所のアロクごと）で開催。県内のDVの状況を説明した他、少人数のグループにわかれ、それぞれが取組状況や課題等を出し合い、意見交換を行う場も設けた。（専門研修及びスーパーバイザーの実施による、相談員の専門性の向上）
- ・「高知男女共同参画センター（アロクごと）」で、相談員スキルアップ研修の実施（3回/年）
- ・県外等で開催される専門研修に相談員等を派遣、スーパーバイザーによる専門性の向上を図った。
- ・民間施設や社会福祉施設等との連携による避難場所の事前確保
- ・一時保護委託先として、母子生活支援施設、児童養護施設、民間シェルター等と年度当初に契約。（民間シェルターへの活動費助成）
- ・民間シェルター・運営費補助金による活動費の補助（H19～：532千円、H20～：721千円、H28～：1,000千円）
- ・（ノール）における男性相談の実施

県民意識調査結果（抜粋）

【平成26年度「男女共同参画社会に関する県民意識調査」より】 ※前回調査は選挙区の一部文言が異なります。DVを直接経験した割合が前回調査時（平成21年度）より減少した半面、身近に見聞した割合が大きく増えている。また、暴力に関する認識は全体的に高まっており、県民のDVの認知度は向上している一方、身体的暴力に比べ精神的暴力に対する認識が低い傾向にある等の課題が認められるため、今後とも広報啓蒙を充実させていくことが必要。

DVに関する相談をした割合は4割以上を占めるが、その理由として、「どこに相談していいのかわからない」があることから、相談窓口の更なる周知を図るとともに、相談対応者のスキルアップ等、相談窓口の強化、充実に向けた更なる取組が必要。また、DV被害の未然防止を図るために、若年者への教育や、加害者への対応の充実が求められている。

○配偶者・恋人からの暴力経験の有無

- 「直接経験したことがある（加害・被害とも）：20.6%（男性18.4%、女性22.5%）」 ※前回28.1%
- 「身近に見聞したことがある：38.7%（男性41.0%、女性36.5%）」 ※前回20.1%
- 以下の行為を暴力だと思うか。（うち、「どんな場合も暴力に該当する」の割合）
- 「パットやベルト等、物を使って殴る：94.4%（男性94.8%、女性94.1%）」 ※前回92.4%
- 「大声でなる、罵倒したり、電話、メール等を細かくチェックする：55.6%（男性51.0%、女性60.1%）」 ※前回51.1%
- 「交友関係を制限したり、電話、メール等を細かくチェックする：55.6%（男性51.0%、女性60.1%）」 ※前回51.1%

○DV加害・被害についての相談先

- 「どこ（誰）にも相談しなかった：43.5%（男性58.0%、女性32.8%）」 ※前回51.4%
- 「友人・知人：34.4%（男性26.1%、女性41.2%）」 ※前回26.5%
- 「家族・親戚：29.2%（男性14.8%、女性39.5%）」 ※前回27.4%
- 「女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）：1.4%（男性0%、女性2.5%）」 ※前回2.2%
- 「高知男女共同参画センター（アロクごと）：0.5%（男性0%、女性0.8%）」 ※前回0.6%
- どこ（誰）にも相談しなかった理由
- 「相談するほどのことではないと思った：42.9%（男性52.9%、女性28.2%）」 ※前回60.0%
- 「相談しても解決しなかった、無駄だと思った：24.2%（男性11.8%、女性41.0%）」 ※前回17.6%
- 「どこ（誰）に相談してよいか分からなかった：4.4%（男性3.9%、女性5.1%）」 ※前回7.3%

○DV・デートDV・性暴力を無くすために必要だと考えること ※今回新規

- 「相談窓口を増やし、窓口の周知を図る：50.5%（男性47.1%、女性53.7%）」
- 「学校で人権問題や暴力を防止するための教育を行う：38.7%（男性35.4%、女性41.6%）」
- 「法律・制度の制定や見直しを行い、加害者への罰則を強化する：44.4%（男性46.7%、女性42.3%）」
- 「被害者が自立して新たな生活を始めるための支援を強化する（衣食住の確保）：26.2%（男性20.5%、女性31.4%）」
- 「加害者に対するカウンセリングや更生プログラム等を実施する：23.2%（男性23.4%、女性23.1%）」

国や他県の動き等

DV防止法の保護対象が拡大されるなど、DVやストーカーの被害者保護の視点での法改正が行われた。また、他県の一部では、従来見落とされがちであった男性や性的少数者のDV被害者等に対する配慮、対応の充実を明記したDV基本計画が策定（改定）が行われている（長野県、福岡県など）。

【法律の改正等】

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・生活の本拠を共にする交際相手（同棲相手）からの暴力も法の適用対象になった。（平成25年改正）
- ストーカー規制法
- ・国及び地方公共団体が、婦人相談所その他適切な施設による被害者の支援及び、民間組織活動の支援等を図るため、必要な体制整備や財政上の措置等を講ずることが規定。（平成25年改正）

【男性のDV被害状況】

- ・「この1年間の配偶者からの被害経験の有無」について、男性から「何度もあった：9.5%」「1、2度あった：29.9%」との回答が寄せられている。（「男女間における暴力に関する調査報告書（H27.3 内閣府）」より）

【その他】

- ・DV被害者の避難先の情報等を加害者に漏洩する事件が、他県の市町村や警察署等で発生。
- ・加害者の事情整理の際に、警察官が机の上に被害者の情報を残したまま席を立ち、加害者が被害者の避難場所を知ったケースでは、民間シェルターが閉鎖となった（転移費用の一部を自治体が負担することで和解決）
- ・同僚間の暴力にもDV防止法を適用、事実上の婚姻関係にあると保護命令を適用。（平成19年 西日本地裁）

【市町村のDV基本計画策定状況】

※平成27年9月基本計画策定状況調（内閣府）時点
DV被害者支援のペースとなつたDV基本計画を策定済みの市町村は9市町（高知県、南国市、土佐市、四万十市、香南市、いの町、中土佐町、佐川町、黒潮町）にとどまっている（※男女共同参画プランとの一体的な策定を含む。）。